

第4章

多摩市の農業の将来像と基本方針

1 多摩市農業の将来像

平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地・農業だけでなく、都市計画制度など都市側における制度の枠組みも大きく変わりました。

一方、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化や都市化の進行する多摩市の中で、農業者においても高齢化や後継者不足などの多くの問題を抱えながら、多摩市の農地を保全し農業を持続させていくためには、農業者や農業関係団体は新たな発想や創造性を含めて、これまで以上に様々な工夫や取り組みが必要になっています。さらに、これまで維持してきた多摩市農業の取り組みや、多様な農業の展開という特徴を発展させていくために、市民の理解と参加を得てこれまでの取り組みや、多様な農業経営を発展させていくことを願い、以下のような将来像とします。

多摩市農業の将来像：農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩

2 将来像実現に向けた基本方針

(1) 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

市民ニーズの高い安全・安心な農産物を安定して供給するため、本市の 7 割を占める自給的農家の農業収入を増加させ、販売農家とする取り組みを検討します。そのために、収益性の高い作物の導入の取り組みや、地産地消を基本とし、消費者である市民ニーズに応じた農産物の地場流通の充実など、農業者の様々な経営規模や形態に応じた経営の支援を検討し、実施していきます。

農業収入の増加には、農業者が経営者としての意識を持つことが、重要な要素のひとつであることから、認定農業者を増やすような農家への働きかけを行い認定農業者の育成の充実に努めます。

(2) 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

本市の農業・農地を維持していくためには、担い手育成が大切な要素であることから、後継者育成研修や後継者同士の交流機会の創出などを通じて、後継者の営農意欲を向上させ就農に繋げるための取り組みを行います。

農業者の抱える健康上の不安や農業経営規模の拡大などの課題に対して、担い手を必要とする農業者のため、援農ボランティアの育成を推進します。講習会や農家と援農ボランティアの調整機能の充実など、援農ボランティア制度の新たな仕組みづくりに取り組みます。

(3) 多面的機能を活かした都市農地を目指して

都市農地の持つ多面的な機能を市民が理解し、農地の保全の検討に積極的に参画していただくため、農福連携の取り組みや家庭菜園事業など、市民の農業に対する理解を醸成する事業を推進していきます。

農地面積と生産緑地地区の面積の推移より、生産緑地制度は農地を保全する制度として有効に機能していると推察できます。農業者が「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を正しく理解して、制度の有効的な活用ができるような理解促進のための周知を行い、生産緑地地区が維持されるよう取り組みます。

(4) 市民と共に支える多摩市農業を目指して

市民の都市農業への理解を促進するためには、市民への都市農業の情報発信の強化が不可欠です。多摩市農業の状況を知ってもらうことや、特産品に関する認知度を上げることで、市民の都市農業への理解を進めるため、インターネット・SNSなどを活用して情報発信の強化を図ります。

農業は、食育や環境の分野において、教育現場でも重要な役割を果たしています。現在、農家が好意で行っている、学校教育や社会教育現場での活動について、体制や仕組みの見直しを行い、活動が安定的に持続できるよう取り組みます。

市民とのふれあいの面では、都市農業の様々な機能を活かして、これまで行われてきた、家族体験農業や農業ウォッチングラリー、援農ボランティア講習会等それぞれの事業の更なる充実を図ります。

また、市民が都市農業を守る意識を醸成するためには、都市農地を理解し、自身の問題として捉えることが大切です。そのために、市民に市内農地を知ってもらう取り組みを推進していくことが重要です。



多摩市の農業の原風景の残る農地の景観（市内）

3 施策の体系

将来像を実現するための施策の内容は、4つの基本方針に基づき以下にその体系を示します。

将来像： 農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩

基本方針1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

- (1) 認定農業者の育成と支援
- (2) 安定した農業経営に向けた支援
- (3) ニーズに応えた販路の確保
- (4) 安全安心な“食”の供給
- (5) 付加価値を高める農業の推進

基本方針2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

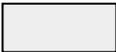
- (1) 後継者・担い手の確保と支援
- (2) 市民による援農システムの構築

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

- (1) 都市農地の保全
- (2) 農地の多面的機能の発揮
- (3) 農とのふれあいの場づくり

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

- (1) 食育の推進
- (2) 都市農業への理解の促進
- (3) 市民による援農システムの構築（再掲）
- (4) 農とのふれあいの場づくり（再掲）
- (5) 農のあるまちづくり

 は重点施策

4 基本計画（施策の内容）

〔細目（事業内容）について〕

前期は平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）、後期は平成 36 年度（2024 年度）から平成 40 年度（2028 年度）の各 5 年間とし、事業の仕組みづくりや、方針決定などの取り組み時期を●、事業の実施時期を○で示しています。なお、「多摩市農業振興計画（改訂版）」から継続する事業は、前後期も実施するものとして前期・後期いずれにも○で示していますが、前期 5 年間の実施状況を評価、見直しを行うものとしします。

「(新規)」としているものは、「多摩市農業振興計画（改訂版）」に掲載が無く、施策の実施状況や多摩市農業を取り巻く状況を踏まえて新たに実施する事業です。また、細目の文言中「～検討」としているものは、見直しが必要とした事業であり、見直しの実施時期を示しています。

〔健幸まちづくりマーク  について〕

健幸まちづくりはすべての農業施策に関連しています。その中でも特に、市民の皆さんが関わることで、生きがいや人との絆となり、いきいきと健やかで幸せを実感することができる施策に健幸まちづくりマークを表示しています。

〔重点施策について〕

本計画策定後、多摩市農業の将来像に向けて、農業が持続し、農地を保全する観点で、優先的に行う施策として重点施策を定めました。重点施策は細目欄を**ゴシック体**で表示しています。

コ ラ ム

健幸まちづくりとは

多摩市は、多様な世代が交流し合い、いきいき暮らせるまちを目指して、健幸まちづくりに取り組んでいます。

健幸まちづくりとは、健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちをつくっていく取り組みです。身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちです。



基本方針 1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

(1) 認定農業者の育成と支援

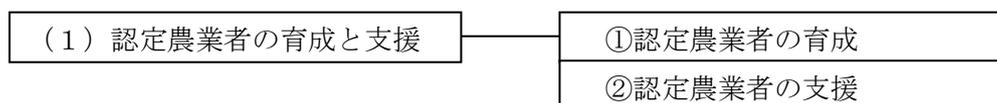
〔概要〕

認定農業者は、農業の中核となる農家であり、農業振興にとって認定農業者の育成を図ることが重要です。

本市は、認定農業者制度を平成 21 年度から実施しており、認定農業者数は、平成 30 年には家族協定による 3 人を含む 7 人（P 23 参照）となっています。認定農業者制度については、制度名や内容を知らない農業者も多く、あらゆる機会を通して、周知を図るとともに、現在の認定を受けている農業者も含めて、家族経営協定の締結による認定農業者の拡大等、経営の強化を図る必要があります。

〔方向〕

多摩市農業の中核を担う農業者を育成するために、認定農業者制度の普及を図り、経営意欲のある農業者を、認定農業者として位置付け、積極的に支援します。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①認定農業者の育成	認定農業者制度の周知・啓発	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	農業経営改善計画策定の支援	○	○	
②認定農業者の支援	認定農業者への支援体制の確立	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	各種助成施策の検討・導入	○	○	

コ ラ ム

認定農業者とは

認定農業者とは、自ら農業経営改善計画を立て、市町村の基本構想に照し合せて認定された農家を言います。基本構想では、所得目標のもとに直売や加工、消費の6次産業化や体験農業、有機農業など多様な農業経営に対して柔軟な認定基準になっています。また目標を下回る場合でも、意欲をもって経営内容全体を継続的に取組み、将来的に目標を達成することが期待されること等も含めて、計画が認定される可能性もあります。認定農業者になると、農業近代化資金を借り入れた場合に東京都の利子補給とは別に国の利子助成を受けることができることや、スーパーL 資金などの資金を借り入れることができます。

(2) 安定した農業経営に向けた支援

〔概要〕

市内の農家・農地はともに減少が続いています。農業を維持発展させていく上で、経営規模や形態に応じた農業経営の安定を図ることも重要です。

本市の平成 27 年の総農家数は 83 戸、販売農家数は 23 戸です。自給的農家※は 60 戸で総農家数の約 7 割を占めています (P 21 参照)。農業産出額では、野菜が約 8 割と大半を占め、果樹 18.3%、米麦 1.5% であり、順位はトマト、ブルーベリー、ナス、エダマメ、ネギの順となっています (P 16 参照)。

農業経営では、農家意向調査によると現状維持が半数を占めています (P 35 参照) が、作目転換や安全安心な農産物生産に意欲のある農業者もいることから、農業者の経営意向を踏まえた支援や、小規模でも販売意向のある農家への対策を検討する必要があります。特に、小規模農家にとって、収益性の高い作物を導入し、農業収入を上げることで、農業を継続する動機づけをすることが重要です。

※経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ年間販売金額が 50 万円未満の農家

〔方向〕

家族労働に依存する農業経営の近代化・合理化を図るとともに、営農状況に応じた安定的な農業経営の確保と、小規模農家の支援を進めます。



農産加工組合による味噌づくり (原峰のかおり) の様子

[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業経営の改善・充実	家族経営協定の推進	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、ごみ対策課、屋外証明等管理者
	市場管理・複式簿記・財務等の経営講習会の開催	○	○	
	施設栽培型農業の推進	○	○	
	収益性の高い作物の転換の支援	○	○	
	資源化受け入れ品目の拡大及び残渣の処理の支援の検討（新規）	●	○	
	農作物に対する光害対策のための屋外照明への減光装置等の要望	○	○	
	パソコン等の活用による農業経営分析や栽培管理の支援（新規）	○	○	
②小規模農家の支援	自給的農家の販売農家への移行の支援（新規）	●	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課
	無人直売所経営講座の実施（新規）	●	○	
	特産品になりうる作物や小規模農家に適した農作物の周知・斡旋（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。



採りっきり栽培[®]によるアスパラガス（30頁参照）



ソバージュ栽培[®]によるミニトマト（30頁参照）

(3) ニーズに応えた販路の確保

〔概要〕

消費者ニーズの多様化や地場農産物の購入意向が高まる中で、農家の販路や販売方法も様々な形態が求められています。

本市の農家による共同直売は、多摩市農業団体連絡協議会の運営による「いきいき市」、多摩市農産物即売推進協議会の運営による「朝市」が行われています。この他の直売ではJAの運営による「グリーンショップ多摩」、NPO法人の運営による「アンテナショップ Ponte」があります。また、農家は「みなみの恵み」（JA東京みなみ 日野万願寺直売所）にも出荷しています。さらに、多摩市学校給食連絡協議会による学校給食への供給、市場出荷等多様な販売を行っています。

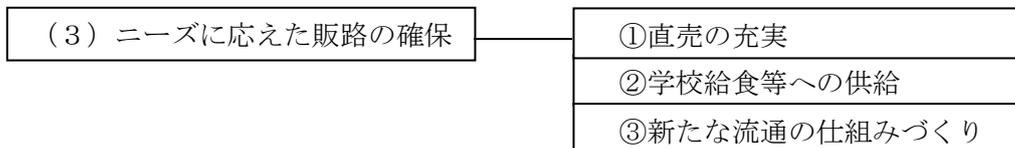
一方、市民の市内農産物の購入意向は高く、販売場所の増設や情報提供を求めています。農業者は市民の要望に応える生産量の確保や農産物の流通方法の確保が課題となっています。

そのため、市内農産物の販売の情報提供と合わせて、自家消費のみの農家の農産物の販売への参加を促進することが大切です。

〔方向〕

消費者が身近にいる都市農業のメリットを活かし、新たな地域での販売方法の検討とともに、庭先販売の実態把握を進めます。

学校給食への供給拡大を支援し、自家消費農産物の販売を促進します。



多摩市産の野菜を使った学校給食

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri

〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①直売の充実	共同直売の運営支援の充実や共同直売所案内パンフレット等の作成	○	○	農業者、J A、経済観光課
	個人直売所の実態把握（新規）	●	○	
②学校給食等への供給	学校給食等への供給の拡大	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、子育て支援課、学校給食センター
③新たな流通の仕組みづくり	共同集荷システムや新たな地域での販売拠点の検討（新規）	●	○	農業者、J A、経済観光課

コラム

学校給食等の地場産農産物の使用拡大

国の第三次食育推進基本計画では、学校給食における地場産物を使用する割合を、平成26年度の26.9%から、平成32年度には30%以上とする目標を立てています。

本市においては平成7年から学校給食への市内農産物の供給を進めており、農業者の販路の一つになっています。又、学校給食だけでなく、他の教育・福祉施設等、多様な供給を進めることにより、農業者の生産拡大へのきっかけとなることが考えられます。



学校給食で提供されたかぼちゃのコロッケ
(多摩市の農産物応援サイト agri agri より)

(4) 安全・安心な“食”の供給

[概要]

消費者の食の安全・安心に対する関心や意向は高まっており、農業者は安全・安心な農産物を、消費者が手に入れやすい方法で供給していくことが大切です。

本市の環境保全型農業の取り組みでは、平成 27 年は化学肥料の低減が 7 経営体、農薬の低減が 12 経営体、堆肥による土づくりが 9 経営体となっています（P24 参照）。

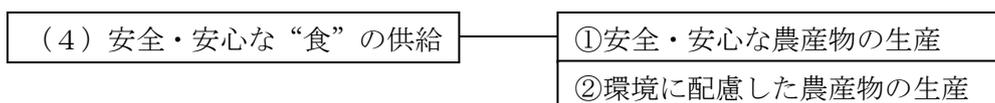
東京都のエコ農産物認証生産者は、本市では 13 人であり、販売農家 23 戸の過半を占めています。

また、有機 JAS 認証を受けている農家が 1 戸あります。

市民は安全、安心な農産物を求めており、農業者も安全、安心な農産物生産の意欲があり、多摩市の農業生産では「安心、安全」を共通の課題とすることが考えられます。

[方向]

市民のニーズに応える安全・安心な農産物生産を進めるとともに、環境への負荷をできるだけ低減させるために、環境にやさしい農法の検討を進めます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①安全・安心な農産物の生産	生産現場が見える市内農産物の P R（新規）	○	○	農業者、東京都、J A、経済観光課
	環境保全型農業により生産される農産物の流通・販売面での支援	○	○	
	東京都エコ農産物認証制度の普及・啓発（新規）	●	○	
	G A P※の普及・啓発	●	○	
②環境に配慮した農産物の生産	土壌改良材供給と連動した有機栽培マニュアルの作成	○	○	農業者、東京都、J A、経済観光課、ごみ対策課
	農業廃棄物の適正処理の実施	○	○	

※G A P（Good Agricultural Practice:農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み（農林水産省ホームページ）

(5) 付加価値を高める農業の推進

[概要]

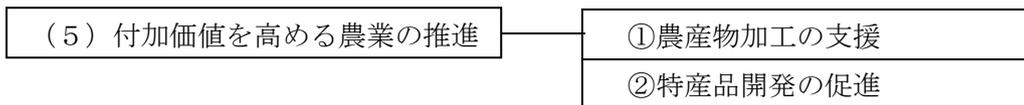
農産物加工や特産品の開発は、農産物の付加価値を高める上で重要な取り組みになります。

本市は野菜の農業産出額が全体の8割を占めていますが（P16 参照）、今後の農業経営として、花きや果樹栽培、農産物加工に意欲のある農家もみられます。

特産品では、市内産の米を使用した地酒、米と麦を使用した味噌の他、梅酒、菓子、ゼリーなどが作られています。市民の認知度が高い朝顔市で販売される「朝顔」をはじめ、新たな作目や特産品について市民の周知と購入を促進することにより、農業者の生産、加工意欲を高めることが大切です。

[方向]

農産物加工等による付加価値をつける農業を支援するとともに、市内産農産物を活用した特産品の普及と農業に専門性を持つ大学や、農業の専門技術を持つ機関等の協力を得て、特産となる農産物の育成や拡大に向け取り組みます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農産物加工の支援	地場野菜や果樹の加工の支援	○	○	農業者、J A、経済観光課
	新たな加工品の検討（新規）	●	○	
②特産品開発の促進	特産品のPRの支援	○	○	農業者、J A、経済観光課、秘書広報課
	ご当地野菜（特産品となりうる農作物）の導入支援と市内農家への普及拡大（新規）	○	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

基本方針 2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

(1) 後継者・担い手の確保と支援

〔概要〕

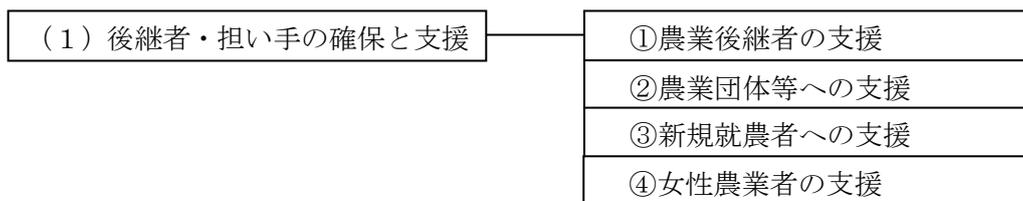
農業者は減少傾向にありますが、意欲的な農家では後継者も育ち、また定年帰農など、様々な担い手が出現する状況もあります。

本市の平成 27 年の農業後継者の状況は、販売農家 23 戸中、同居農業後継者がいる農家が 11 戸、他出農業後継者がいる農家が 6 戸で計 17 戸となり、後継者のいる農家の割合が高くなっています（P23 参照）。

また、多摩市では農家の配偶者が農業に携わる機会が多く、女性農業委員の比率が高い傾向にあり、女性農業者を重要な担い手として位置付け、支援を図る必要があります。

〔方向〕

新規就農、定年帰農など、多様な後継者がやりがいを持てる農業を進めるために、後継者の交流や各種研修などの支援を行います。女性農業者の働きや役割を重視して、支援を行います。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業後継者の支援	後継者の交流の場づくり（新規）	●	○	農業者、東京都、J A、多摩商工会議所、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	後継者の就農意欲向上につなげる消費者等との交流の場づくり（新規）	●	○	
	農業（経営・技術）講座の開催（新規）	○	○	
②農業団体等への支援	農業団体活動への支援	○	○	農業者、市民、東京都、J A、東京都農業会議、経済観光課
	市と J A との連携の強化（新規）	●	○	
③新規就農者への支援	新規就農者への情報提供	○	○	農業者、市民、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
④女性農業者の支援	女性農業者の交流の場づくり	●	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	意向に対応した各種研修の紹介	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

(2) 市民による援農システムの構築

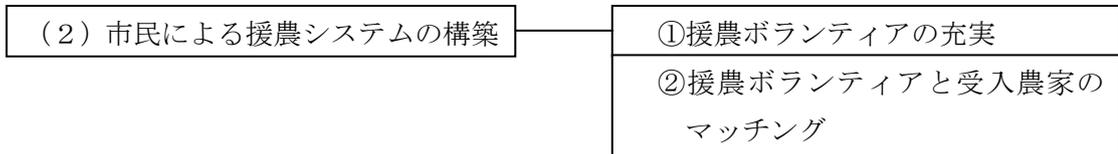
〔概要〕

市民の農業への関心が高まる中で、援農ボランティアは、各地の自治体においても広がっています。本市は平成 27 年度から援農ボランティア講習会を行い、平成 30 年現在、継続ボランティア 12 名、講習生受入農家が 7 名となっています（P28 参照）。

今後は、労働力が不足する農家が増加することが想定され、援農ボランティアの役割は一層重要になると考えられます。そのため、これまで以上に市民が参加しやすい体制を検討する必要があります。

〔方向〕

援農システムの普及を図るとともに、市民が農業に参加する取り組みとして、多様な援農意向のある市民と受け入れ農家をマッチングする仕組みの充実を図ります。また、そのための調整機能について検討します。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティア講習生への技術講習会の充実	○	○	
②援農ボランティアと受入農家のマッチング 	受入希望農家への周知と拡大（新規）	●	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティアと受入農家の交流の推進と調整機能の新たな仕組みづくりの検討	○	○	

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

(1) 都市農地の保全

〔概要〕

農業・農地は農業生産を通じて重要な役割を果たしており、市民とともに農地保全を進めることが大切です。

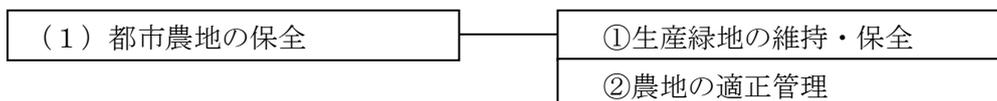
本市の平成29年の農地面積は41.1ha（総土地面積の2.0%）、生産緑地面積は28.0ha（農地面積の68.1%）を占め、相続税納税猶予制度適用農地面積は12.1ha（生産緑地面積の43.2%）を占めています（P13参照）。都市農地を取り巻く状況は、平成29年の生産緑地法改正による「特定生産緑地制度」の創設、平成30年の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行等大きく変化しており、対応の検討が課題となっています。特に、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」については、これまで困難だった生産緑地の貸借がしやすくなったことから、所有者自ら耕作することが困難になった農地について、農家への貸借や、市民農園的活用なども見込まれます。

今回の制度改正については、農業者に制度を正しく理解してもらうことが重要であり、また、制度の活用による農地保全の方法を具体的に示すことが大切です。

〔方向〕

市民への農産物供給の場として農地を確保し、貴重な緑地環境でもある農地について、生産緑地法等の関連法令を活用して、保全を図ります。市、農業委員会、JAが連携し、一体となって制度及び支援策の周知に努め、より多くの農家が生産緑地制度の活用を図れるよう支援します。

また、農業委員会の活動による農地の適正管理を進めます。



生産緑地農地と災害時協力井戸（市内）

〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①生産緑地の維持・保全	生産緑地地区の指定の推進	●	○	農業者、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	農業に従事することを希望する者や規模を拡大したい農業者への生産緑地の取得の斡旋	○	○	
	生産緑地法関連の法令改正の周知	●	○	
	特定生産緑地制度の周知及び特定生産緑地指定による生産緑地保全（新規）	○	○	
	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による生産緑地の貸借制度の周知と対応の検討（新規）	●	○	
②農地の適正管理	農業委員による農地の肥培管理指導	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	農業委員による農業者の土地流動の早期把握と助言	○	○	
	農地保全意欲のある宅地化農地※所有者への保全支援の検討（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

※ 宅地化農地…生産緑地の指定を受けていないため、宅地並みの評価により固定資産税が課税されている農地

コ ラ ム

生産緑地をめぐる新たな制度

特定生産緑地制度

生産緑地が都市計画決定された日から30年経過後は、いつでも買取申出が可能になりますが、従来適用されていた固定資産税等の税制特例措置が5年間の激変緩和措置を経てなくなります。従来適用されていた税制特例措置を受けるためには、生産緑地の所有者などの意向をもとに、市が生産緑地を特定生産緑地に指定する必要があります。特定生産緑地に指定した場合、買取申出ができる時期は、「生産緑地の都市計画決定から30年経過後」から、10年延長されます。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

都市農業の持つ多面的機能を発揮する取り組みを行うことを要件に、農地法の法定更新が適用されない仕組みで生産緑地の貸借を可能とするものであり、貸借しても相続税納税猶予の適用も継続されます。この制度を活用すれば、都市農業経営の法人化も可能となり、新たな経営スタイルの確立が可能になります(全国農業新聞から抜粋)。

(2) 農地の多面的機能の発揮

〔概要〕

農地は、農産物の供給以外にも、防災、環境保全、レクリエーション等の機能を有しており、市民の身近な環境として、これらの機能を活かしていくことが大切です。また、障がいのある人の農業分野への就労や健康づくり施策との連携が求められています。

都市農地は、災害時には地域住民への農産物の供給や避難場所として活用することが考えられます。そのため、日頃から農家と地域住民が都市農業への理解を深めるとともに、災害時の農地の活用について検討していくことが大切です。

本市の食育の取り組みでは、健康づくりのために各種講座や料理教室を開催しており、その食材として多摩市産の農産物を使用する可能性も考えられます。

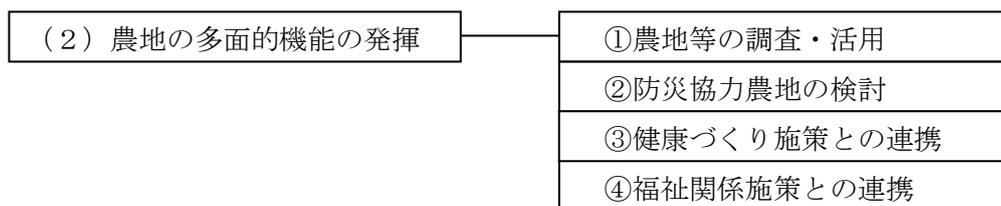
農業を障がい者の就労の場として活用する例も全国的に増えてきています。国においても障がいのある人の農業分野での就労を支援する取り組みを進めており、農業が障がい者にとって、いきいきと働く場として注目されています。

障がい者団体を対象としたアンケートでは、農業に対する積極的な関わりが求められており、なかでも働く場としての農業へのかかわりについての回答が最も多い結果となっていました。

〔方向〕

農地の多面的機能を活用するために、農地の状況に応じた市民利用の可能性を検討します。市街地においては、農地は貴重な防災空間であり、災害時の農地の活用について、農家への協力について働きかけを行ないます。

また、健康づくり施策に農作業の要素を取り入れることの推進や、福祉関係施策と連携し、高齢者の生き甲斐づくりとしての農の活用や、障がい者の働く場としての農家への紹介など、農福連携の取り組みを検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農地等の調査・活用	農地の耕作状況の把握	○	○	農業者、市民、J A、農業委員会、経済観光課
	農家の意向を踏まえた市民活用の検討	●	○	
②防災協力農地の検討	災害時の農地提供に関する農業者との協定締結の検討（新規）	●	○	農業者、農業委員会、経済観光課、防災安全課
③健康づくり施策との連携	地場農産物PRを通して野菜の摂取量増加の普及啓発（新規）	●	○	農業者、市民、経済観光課、健康推進課
④福祉関係施策との連携	福祉農園への支援（障がい者農園の充実を含む）	○	○	農業者、市民、福祉団体、経済観光課、児童青少年課、高齢支援課、障害福祉課
	余剰農作物の活用先としてのも子ども食堂・だれでも食堂等との情報交換の場の提供（新規）	●	○	
	農業を通じた福祉活動の場の提供（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

コラム

都市農業の多面的機能

都市農業には、景観創出機能、交流創出機能、食育・教育機能、地産地消機能、環境保全機能、防災機能の6つの多面的機能があります。農業生産だけでなく、これらの多面的機能を有効に活用することにより、私たちの生活にうらおいや安全をもたらすことができます。また、近年は農業生産に福祉団体が係わる農福連携が進んでいます。本市においても、農業に係わる意向を示す福祉団体もあり、今後は農業を通じた福祉活動の展開が望まれます。



交流創出機能を活用した農業体験農園



棚田の景観棚田の景観（都立桜ヶ丘公園）

(3) 農とのふれあいの場づくり

[概要]

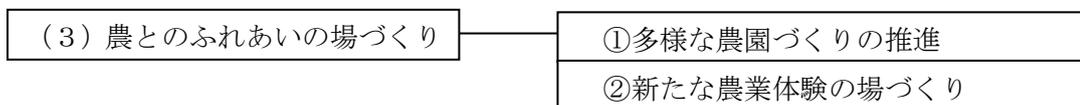
農とのふれあいを求める市民の意向は高く、市の運営による家庭菜園や、農家による体験型市民農園、民間事業者の運営による農園など、様々な形態の農園づくりが進んでいます。

本市では、家庭菜園が7ヶ所、体験型市民農園が3ヶ所、整備されています（P31参照）。

これらの農園は、市民が気軽に農業に触れる場、都市農業への理解を深める場として大切であり、市民と農家の意向に応じた多様な農園の整備を支援していく必要があります。

[方向]

農とのふれあいの機会を求める市民のニーズに応えるために、家庭菜園や体験型農園の充実を図るとともに、新たな農業体験施設を検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多様な農園づくりの推進 	体験型市民農園の整備支援	○	○	農業者、市民、JA、民間団体、農業委員会、経済観光課
	家庭菜園事業の実施	○	○	
	事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討（新規）	●	○	
	生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討（新規）	●	○	
②新たな農業体験の場づくり 	新たな農業体験施設創設に向けた研究		○	農業者、市民、JA、経済観光課、公園緑地課
	既存公園の農的利用の検討	●	○	

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

(1) 食育の推進

〔概要〕

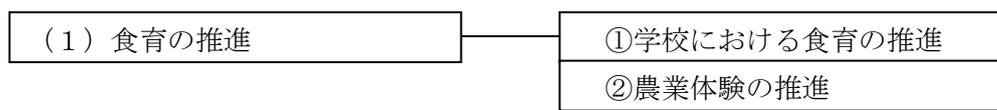
食育は、健康な食生活を送るために、食品の選び方や安全性等について学び、さらに農業との関係を学ぶことです。

本市では、農業団体の多摩市学校給食連絡協議会が出荷調整をして学校給食への食材の供給を行っています。地域の生産者は、ゲストティーチャーとして授業への参加や学校でのグリーンカーテン作りの指導の取り組みも進めています。

食育については、幼少期からの農業体験が農への関心を高めることになり、その後の成長に応じた取り組みが大切です。

〔方向〕

幼少期、学齢期など、年齢層に応じて農業に触れる場を提供するとともに、地場農産物を活用した食育を進めます。農業者が将来にわたって、食育や農業体験に取り組んでいけるよう仕組みづくりを進めます。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①学校における食育の推進 	食育（授業）事業への参加	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、給食センター、教育指導課、小中学校
	学校農園への支援	○	○	
	地場農産物を使った学校給食等による食育の推進（新規）	●	○	
②農業体験の推進 	家族体験農業（児童館）の実施	○	○	農業者、市民、J A、農業委員会、経済観光課、子育て支援課、児童青少年課、教育指導課
	保育所・幼稚園児の芋掘り体験の実施	○	○	
	中学生の職場体験の受け入れ（新規）	○	○	

(2) 都市農業への理解の促進

[概要]

都市農業に対する市民の理解を促進するためには、多様な情報発信や市民が直接「農」に触れ合う機会を拡大することが大切です。

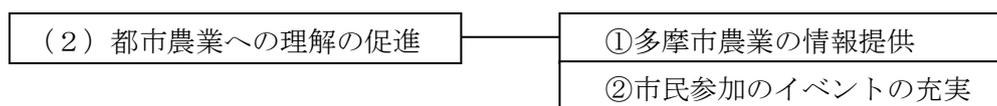
農業に関するイベントとしては、朝顔市を中心とした「ふるさと多摩夏まつり」が開催されており、近年では市内大学や福祉団体も参加しています。

農業に関する情報提供は、多摩市農産物応援サイト「agri agri」ではブログやFacebook、Twitter、Instagram等多様な情報発信により、農家や農産物、農家と市民の交流を紹介しています（P30参照）。

市民が直接、農業・農地に触れる機会を広げるとともに、多摩市農産物応援サイトの有効活用が、特に若者世代や子育て世代の都市農業への理解を深める機会となると考えられます。

[方向]

わかりやすくタイムリーな農業に関する情報を市民に提供するとともに、多様な農業体験の場づくりや、農家と市民のふれあいの場となるイベントの開催により、市民の農業への理解を深めます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多摩市農業の情報提供	インターネットによる情報発信の強化	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	イベント、お祭りにおける地元野菜等の販売	○	○	
	多摩市の農産物を使った郷土料理の掘り起こし、紹介	○	○	
	 朝市・いきいき市のPR強化	○	○	
②市民参加のイベントの充実	ふるさと多摩夏まつりの拡充	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	農業ウォッチングラリーのPR	○	○	
	 農家・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討（新規）	●	○	

(3) 市民による援農システムの構築（再掲）

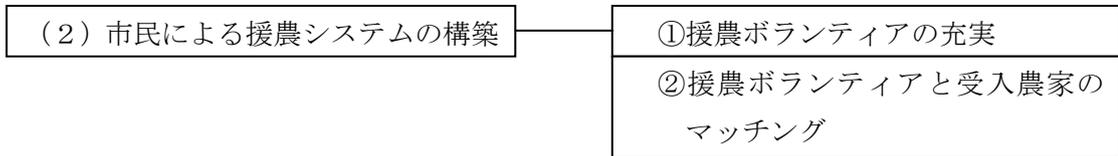
〔概要〕

市民の農業への関心が高まる中で、援農ボランティアは、各地の自治体においても広がっています。本市は平成 27 年度から援農ボランティア講習会を行い、平成 30 年現在、継続ボランティア 12 名、講習生受入農家が 7 名となっています（P28 参照）。

今後は、労働力が不足する農家が増加することが想定され、援農ボランティアの役割は一層重要になると考えられます。そのため、これまで以上に市民が参加しやすい体制を検討する必要があります。

〔方向〕

援農システムの普及を図るとともに、市民が農業に参加する取り組みとして、多様な援農意向のある市民と受け入れ農家をマッチングする仕組みの充実を図ります。また、そのための調整機能について検討します。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティア講習生への技術講習会の拡充	○	○	
②援農ボランティアと受入農家のマッチング 	受入希望農家への周知と拡大（新規）	●	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティアと受入農家の交流の推進と調整機能の新たな仕組みづくりの検討	○	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

(4) 農とのふれあいの場づくり (再掲)

[概要]

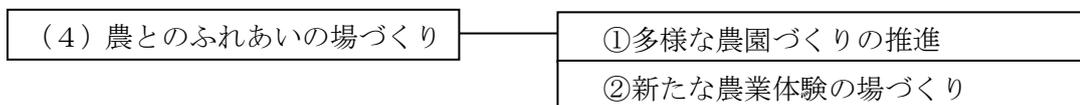
農とのふれあいを求める市民の意向は高く、市の運営による家庭菜園や、農家による体験型市民農園、民間事業者の運営による農園など、様々な形態の農園づくりが進んでいます。

本市では、家庭菜園が7ヶ所、体験型市民農園3ヶ所、整備されています (P31 参照)。

これらの農園は、市民が気軽に農業に触れる場、都市農業への理解を深める場として大切であり、市民と農家の意向に応じた多様な農園の整備を、支援していく必要があります。

[方向]

農とのふれあいの機会を求める市民のニーズに応えるために、家庭菜園や体験型農園の充実を図るとともに、新たな農業体験施設を検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多様な農園づくりの推進	体験型市民農園の整備支援	○	○	農業者、市民、JA、民間団体、農業委員会、経済観光課
	家庭菜園事業の充実	○	○	
	事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討 (新規)	●	○	
	 生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討 (新規)	●	○	
②新たな農業体験の場づくり	新たな農業体験施設創設に向けた研究		○	農業者、市民、JA、経済観光課、公園緑地課
	 既存公園の農的利用の検討	●	○	

(5) 農のあるまちづくり

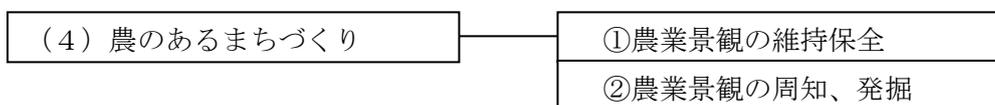
〔概要〕

農業集落や田畑の農業景観は、地域の特徴をあらわす原風景であり、その維持保全の取り組みが大切になっています。

本市には、谷戸と水田の景観が残されており、田植え体験が行われているところもあります。多摩市の農業景観については、市民の認知度を高め、農業者だけでなく、市民もその価値を理解し保全に協力していることが大切です。

〔方向〕

多摩市農業の原風景となるまとまりのある農業・農地の景観の保全を検討するとともに、個々の緑の景観の保全と新たな農業景観の創出を進めます。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業景観の維持保全	農の風景育成地区制度活用の検討	○	○	農業者、市民、J A、経済観光課、環境政策課、公園緑地課、下水道課
	生垣・屋敷林等の景観保全	○	○	
	農業用水路の保全	○	○	
	市民の協力による農業景観の維持管理の検討（新規）		○	
②農業景観の周知、発掘	水田を保全するための市民理解の醸成に向けた取り組み	○	○	農業者、市民、J A、経済観光課、環境政策課
	農業景観を市民が楽しむ取り組みの検討、紹介（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

5 重点施策の一覧

基本方針1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

(2) 安定した農業経営に向けた支援

項目	細目	実施主体または関係団体等
①農業経営の改善・充実	収益性の高い作物の転換の支援	農業者、東京都、J A、農業委員会、経済観光課
②小規模農家の支援	自給的農家の販売農家への移行の支援（新規）	農業者、J A、農業委員会、経済観光課
	特産品になりうる作物や小規模農家に適した農作物の周知・斡旋（新規）	

(5) 付加価値を高める農業の推進

項目	細目	実施主体または関係団体等
②特産品開発の推進	ご当地野菜（特産品となりうる農作物）の導入支援と市内農家への普及拡大（新規）	農業者、J A、経済観光課、秘書広報課

基本方針2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

(1) 後継者・担い手の確保と支援

項目	細目	実施主体または関係団体等
①農業後継者の支援	後継者の交流の場づくり（新規）	農業者、東京都、J A、多摩商工会議所、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	後継者の就農意欲向上につなげる消費者等との交流の場づくり（新規）	
	農業（経営・技術）講座の開催（新規）	

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

(1) 都市農地の保全

項目	細目	実施主体または関係団体等
①生産緑地の維持・保全	生産緑地地区の指定の推進	農業者、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	特定生産緑地制度の周知及び特定生産緑地指定による生産緑地保全（新規）	

(2) 農地の多面的機能の発揮

項目	細目	実施主体または関係団体等
④福祉関係施策との連携 	福祉農園への支援（障がい者農園の充実を含む）	農業者、市民、福祉団体、経済観光課、児童青少年課、高齢支援課、障害福祉課
	農業を通じた福祉活動の場の提供（新規）	

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

(3) 市民による援農システムの構築(再掲)

項目	細目	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課

(5) 農のあるまちづくり

項目	細目	実施主体または関係団体等
②農業景観の周知、発掘	水田を保全するための市民理解の醸成に向けた取り組み	農業者、市民、JA、経済観光課、環境政策課
	農業景観を市民が楽しむ取り組みの検討、紹介(新規)	

コラム

田んぼの多面的な機能と稲作

田んぼには、10アール(100m×10m)あたり約20万リットル(25mプールの1杯分)の水をためる保水機能を持っています。この保水機能は、河川氾濫を防ぐことや気温の上昇を抑える働き、トンボ・ドジョウなどの生息環境を作っています。

また、一粒の米から500粒(栽培によっては2000粒以上)を实らせる強い再生産能力を持っており、なによりも5千年も続いている連作障害のない作物です。



水田を活用した市民イベント

